

【外部委員未確認】

函館地方裁判所委員会（第44回）及び函館家庭裁判所委員会（第44回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

令和5年12月11日（月）午後3時

2 場所

函館地方・家庭裁判所2階会議室

3 出席者（敬称略）

地裁委員 木原由貴、橋本祐子、川原田浩康、堀哲也、星野立子、前原浩明、五十嵐浩介

家裁委員 吉田敬三、澤村洋子、三國富美子、岩村敏次、渡邊圭太、延廣丈嗣

兼務委員 内田博久、重名卓史

説明者 山本清史（刑事首席書記官）、山形英世（裁判員調整官）、菅原克（地家裁事務局長）、太子正仁（地裁事務局次長）、中西覚（家裁事務局次長）、植村佳奈保（地裁庶務係長）

庶務 小林哲（地裁総務課長）、三上寧亮（地裁総務課課長補佐）

4 議題

裁判手続を安定的に運営していくための方策について（裁判員裁判への参加を促進するための広報活動を中心に）

5 議事

(1) 委員長の選任

互選により内田委員が両委員会の委員長に選任された。

(2) 前回委員会の議題（函館地方・家庭裁判所における採用広報について）についての委員会終了以降の取組状況の説明

(3) 今回の議題についての裁判所説明

(4) 意見交換

別紙のとおり

(5) 次回委員会について

ア 日時 令和6年7月8日（月）午後3時

イ テーマ 裁判所のデジタル化について（民事訴訟手続のデジタル化を中心に）

以上

別紙 意見交換の概要

「裁判手続を安定的に運営していくための方策について（裁判員裁判への参加を促進するための広報活動を中心に）」

（委員長）

裁判所では、法廷見学や出前講座など、各種広報企画を実施しており、令和5年4月から11月までの間に、延べ約1100人の方に参加していただいております。そういった中で、今後の課題として、裁判所の広報活動への高校生の参加、企業に対する裁判員制度への理解促進、更に広く市民一般、特に今のところ裁判所に関心のない方々に対する効果的な広報活動といったところが挙げられております。

本日の意見交換では、裁判所の取組への率直な感想などを伺いながら、委員の皆様が所属している組織での工夫や、専門の立場、社会経験等を踏まえて、御意見をお聞かせ願いたいと考えております。

まずは、説明の全体を通して御質問や御感想をお聞かせください。

（委員）

裁判員等を御経験された方に対するアンケートにおいて、裁判員に選ばれる前の気持ちとして、裁判員を「積極的にやってみたい」、あるいは、「やってみたい」と答えた方の割合が合計約40パーセントにとどまるとの御説明を受けましたが、参加に消極であったとお答えされた残りの60パーセントの方が回答された理由に注目して分析することは効果的であると思います。

（委員）

裁判員として務める期間中は、仕事を休まなければならなければなりません、そのときの給料は会社から支給されるのでしょうか。また、裁判所から参加するに当たっての給付金というものはあるのでしょうか。

（裁判所）

「裁判員休暇」のような特別の有給休暇制度を設けるかどうかは、各企業の判断に委ねられております。

裁判員等になって裁判所に来られた方には、日当が支払われます。日当の具体的な額は、裁判員・補充裁判員については1日当たり1万0100円以内となっております。

（委員）

仕事をされている方にとって、日当等の手当が出るということを知っているのであれば、安心して参加することにつながると思います。

また、裁判員等を御経験された方の声として、「やってみてよかった」との声が多いと伺いま

したが、多くの方が裁判員等として参加していただければよいと思います。

(委員)

「裁判員の構成は概ね国民の構成に近い」とお聞きしましたが、候補者の中からお勤めしている方、無職の方、20代の方とあらかじめグループ分けをして、そこからくじで裁判員を選んでいくのでしょうか。

(裁判所)

裁判員は、職業、性別、年齢といったグループ分けを行った上で選ぶわけではなく、辞退が承認された方等を除いた候補者からくじによって選ばれます。

(委員)

私は、弁護士として裁判員裁判の選任手続に立ち会った経験があります。その経験を踏まえての実感としては、函館では全国と比べて、30代や40代の働き盛りの方の参加が少ないように感じております。函館の少子高齢化が影響しているのかもしれませんが。

(委員)

選任手続で呼出状を送ってから、理由があって辞退される方もいれば、何の理由もなしに欠席される方もいるかと思います。理由がなくて欠席される方に参加してもらう方法について検討してもいいのかもしれませんが。

(委員)

例えば、被告人が学生であれば学生の方を呼び出すといったように、事件の内容や被告人の年齢層に合わせて裁判員候補者に案内を出すということはできるのでしょうか。

(委員長)

法律によって、裁判員候補者は、事件ごとにくじで選ぶことになっています。また、裁判員候補者を集める段階では、どのような事件かはお知らせしておりません。制度の趣旨としては、どの事件であっても広く国民の意見を反映させるという考え方になっています。

(委員)

裁判員裁判の事件によって、裁判にかかる期間や期日の回数が異なるかと思います。裁判員等として参加するに当たり、どのくらいの期間かということが分かれば見通しが立って参加しやすいのではないかと思います。

(裁判所)

選任手続期日の呼出状を送付する段階では、事件の内容はお伝えしていませんが、審理の日程をお伝えしています。そして、選任手続期日にお越しいただいたときに、参加していただく事件を御紹介することになります。

(委員長)

次に、高校生を対象とした広報活動について御意見をお聞かせください。

(委員)

私は、中学校の校長を務めております。学校教員の採用広報において、学校の教員になって何が面白いのか、何が魅力なのか、そこがあまり伝わっていないと感じています。裁判所においても、市民の方は、裁判は責任が重くて日常とはかけ離れていると感じていると思うので、単に裁判所の広報を見てくださいといってもなかなか見てもらうことは難しく、やはり裁判所の魅力を伝えていくことが大切だと考えます。

裁判所の魅力は何かと考えたときに、裁判においては判断力を問われることだと思いました。判断力というワードから学校で近いところは何かと考えを巡らせたところ、道徳教育かなと感じています。どの学校も、授業のカリキュラム、防災教育、薬物乱用防止、その他あれもこれもやらなければならない状況の中で、道徳教育の「物事をじっくり考える」時間をとることは難しいのが実情です。しかし、小中学校は、道徳教育を教科として行っていますし、高校では道徳教育を授業として確保していませんが、高校の学習指導要領の総則の2つ目に、道徳教育は大事であり、学校の教育活動の全体を通して指導するようにとの記載があります。そこで、道徳教育を実現する手立てとして、裁判において「物事をじっくり考え」て判断することによって世の中がどのように変わるのかというアプローチが学校側に響くのではないかと思います。

道徳の教科書には、杉原千畝さんの「命をとるのか。自分の立場をとるのか。」の2者選択の場面が描かれています。幼い兄弟を入園時間外の動物園に入れる行為について、決まり事をとるのか、人情でいくのかを天秤にかけて葛藤をさせながら子供たちに語り掛けていく場面があります。このような場面においてどう判断したらよいのか、模擬裁判を通じた法的な判断のプロセスを養わせることによって世の中をこう変えていきませんか、道徳的価値も全体の中で身に付きますよといったアプローチの仕方があるのではないかと思います。

学校は、授業等でいろいろ忙しい中、裁判所からのアプローチを受け入れることは難しいのかもしれません。実現するためには、市の教育委員会を通して、校長会の定例会に参加してお話するという方法があるかと思います。

(委員長)

裁判所で企画した裁判員等経験者意見交換会に市内の高校生に参加していただきました。二十数名の高校生は、じっくりと裁判官の講義や経験者の意見に聞き入っていました。高校生から質問したいことも山ほどあったと聞いておりました。裁判所の広報行事に参加していただければ、興味を引いたり考えさせる題材を提供できるかなと思います。

(委員)

私の所属している組織におきまして、大学にしても高校にしても研修先を求めている感じがしています。職業体験というものはされているのでしょうか。

(裁判所)

函館地家裁において、今年度、インターンシップに代わるものとして、高校生を対象とした「マイナビ進学ライブ2023・しごとフェスタ」に参加しまして、そのブースにおいて「逮捕状の作成」体験をしてもらったことはあります。

また、裁判所の庁舎見学や広報企画において、模擬裁判を実施しております。裁判官、検察官、弁護士、裁判所書記官等の役割を通じて、それぞれの仕事を体験していただくことはできます。

(委員)

私が所属している函館地方検察庁で行っている広報活動について御紹介します。

裁判員制度の関係では、全国の検察庁において、平成21年5月の制度開始前までは、裁判所や弁護士会と共に周知広報をやっており、民間企業を訪れて説明をしたりしていました。今は、裁判員制度に特化した広報はやっておりませんで、法教育推進のための広報に移行しております。

法教育の関係では、管内の学校に対して、検察庁の庁舎内で行う移動教室、学校に出向いて実施する出前講座において、検察庁や検察官の業務説明、模擬裁判、模擬取り調べ、関係機関の講義や見学を学生に提供しています。毎年夏には、管内の教員の方を集めて、教員向けの法教育研修もやっております。法曹志望者の減少に伴い、検察庁においては検事任官者の確保が課題となっており、学生が法曹に興味をもってもらうように法教育の提供を実施しております。令和5年度には、市立函館高校、ラサール高校、遺愛女子高校を対象として実施しました。法教育の際には、検察官の業務説明の中で裁判員制度について説明をしておりますので、受講した教員や学生の方に対しては、結果として裁判員制度の周知をしていることとなります。

(委員)

裁判員等を御経験された多くの方が「やってよかった」との御意見をお持ちであるという現状は素晴らしいことだと思います。

高校生の問題は、先ほど話に出ました校長会や教育委員会といったところかもしれませんが、学習指導要領や学校のカリキュラムに組み込んでもらえるようなプレゼンをすることが大切だと思います。函館という一地域でできるものではありませんが、知らず知らずのうちに学べるように、教科書に載せてもらうことが一番効果的だと思います。

企業の関係では、私が裁判員裁判の弁護人を務めた感想としては、働き盛りの方や男性の

方の参加が少ないといった印象です。裁判員は、短い審理期間の事件でおおよそ4日間、裁判員等として審理等に参加していただきます。その間の裁判員になれる方の経済的担保や企業に対する経済的な担保がないと、興味のあるなしにかかわらず参加してもらうことは難しいのではないかと思います。これも国のバックアップがないと解決が難しい問題だと思っています。

効果的な広報活動については、市民のみなさんも、ニュースやドラマ等で、裁判員裁判という言葉自体は御存知だと思っていますが、裁判員制度が始まって10年と少しですので、裁判員制度が文化として根付いていないのではないかと思います。裁判員制度の広報活動において、裁判員等の経験者の意見は大きな財産だと思います。最初は不安があったけれどやってみてよかった、経験してよかったとの意見を、各年代の方が子供や両親、近隣の方など周りの方に少しずつ伝えていくことが最も大切だと思います。今裁判所でやっておられることを地道に続けていくことがとても大きな効果があるのではないかと思います。

(委員)

私の所属している大学において、国際地域学科の法律専門の先生の講義を受講している学生や、弁護士等の学外の専門の方が講義をする倫理人権という1年生の必修科目を受講している学生は、法律関係に非常に興味を持っている様子が窺えます。私は、中学生、高校生、大学生に対して、法律や法曹界への関心を高めていくことが必要だと思っておりまして、大学においても、根本的な議論ができるなどアカデミック的な姿勢を身に付けることも含めて、授業の中で法律関係にもっと関心を持ってもらえるような努力をしていければと思っています。先ほどお話のあった校長会にアプローチをすることは有効なのではないかと思いました。

(委員)

私の職場で、広報は、年代によっても興味を持つ人がいたりいなかったり、見てほしい人に届かないので難しいといった話になったことがあります。そのときには、年代にあわせたSNSとか、地道にちらしを配ったりとか、新聞やラジオで広報をやっていくしかないという話になりました。

裁判所の広報活動についてお話を聞きましたが、学生たちへのアプローチとして、出前講座がとても有効であると思いました。また、裁判員等経験者意見交換会の様子が掲載された新聞記事の中で、裁判員等経験者の「参加してよかった」との意見が目に入ったときに、私自身、裁判員裁判への参加に対して少しハードルが下がって、「やってあげよう」といった気持ちになりました。私の職場と同様に、地道にいろいろやっていくしかないと思います。

(委員長)

業界団体へのアクセスの方法も含めて、何かアドバイスをいただけないでしょうか。

(委員)

今回御説明いただいたものが函館だけの課題ではなく、全国的に裁判員裁判の認知度や協力度が低いということであるならば、大して予算がふられていない一地方が一生懸命やったとしても、広報にかけるリソース不足のために、広報効果が薄いのではないかと思います。まずは、最高裁が広報の実施方法を考えて、それを下級裁にも教えた上で、それでも広報効果が薄い場合に、地元ではどのように広報を実施していくのが有効なのかの話をするべきであると思います。

高校生に対する裁判員制度の認知を例にすれば、国の政策課題として捉え、国が防災訓練のように授業のカリキュラムとして組み入れられるよう動くことにより、今議論していることが一気に解消されるのではないかと思います。

(委員長)

制度や国の政策の問題として力を入れていただきたいといった御意見でしたが、各地方の現場に根差した活動も必要ですので、このように地元の皆様からのお話をうかがっているところです。国全体の問題だという御提言は、受け止めさせていただきます。

(委員)

このような広報活動を地域でやっているのだとすれば、月に1回、この地域ではこのような発言がありましたなどとまとめたものがあれば、参考になるかと思いました。

(委員長)

各地家裁では、ある程度要約したものを最高裁に送付しておりまして、最高裁からもある程度まとめて各地の広報活動についてのフィードバックがあります。

(委員)

私の所属している法人会では、オープンキャンパスとか、オープン研修というのを毎年やっております。そういうところにも出向いたり、大学や高校に持ち込むなどして広報活動をされてはいかがかと思いました。

(委員) ※欠席委員からあらかじめ書面で御意見をいただいたものを庶務が代読

法律や裁判所に地域住民が興味を持つための施策を考える際、教育、啓発、コミュニティ参加の三つの要素に焦点を当てることが重要と考えます。

まず、教育面では、学校やコミュニティセンターでの法律教育プログラムの開催があります。地元の弁護士や裁判官が講師となり、基本的な法律知識、市民の権利と義務、裁判員制度の重要性について説明するワークショップやセミナーを実施することにより、法律に対する理解を深め、裁判所の役割についての興味を喚起することが出来ると考えます。ホテル業界の立場としては、一般市民を対象とした地方裁判所とホテルのコラボレーションイベント

の開催なども考えられます。

次に、啓発活動として、地域イベントやフェスティバルでのブース設置やインタラクティブな展示を通じて、法律や裁判所に関する情報を提供することが考えられます。これは、日常生活における法律の役割や、具体的な裁判事例に関する知識を分かりやすく伝える良い機会と考えます。また、SNSや地元メディアを活用して、法律に関する興味深いトピックやニュースを定期的に共有することも有効ではないかといえます。

最後に、コミュニティ参加の促進を図るために、裁判所のオープンハウスや見学ツアーを定期的実施することが考えられます。裁判の公開や模擬裁判の開催は、市民が実際の裁判プロセスを間近で体験し、裁判所の仕事に対する理解を深める絶好の機会となります。さらに、地域住民が実際に裁判員として参加できる機会を提供することで、法律システムへの実践的な関与を促進することにもなります。

これらの施策を通じて、法律や裁判所に対する地域住民の関心を高め、より活発な市民参加を促すことが可能と考えます。

以 上